

第3章 淀川区役所の取組み（公助）

淀川区役所では、消防署、危機管理室、建設局、社会福祉協議会、近隣自治体など関係行政機関と連携し、様々な取組みを行っています。

1 地域の自主防災組織の取組みと支援

- (1) 各地域の防災訓練の支援
- (2) 災害時避難所(※)開設・運営訓練の支援
 - ※宿泊・給食等の生活機能を提供できる施設。小・中学校など
- (3) 情報収集伝達訓練実施（MCA 無線）
 - 毎月定時に区内のMCA 無線保持者と区役所で通信訓練を実施
- (4) 避難行動要支援者(※)対策
 - ※大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく支援が必要な方
- (5) 避難行動要支援者の名簿作成と福祉施設と協定締結
- (6) 地区防災計画の作成支援
 - 各地域の特性に応じた防災計画の作成を支援

2 地域自主防災力向上に向けた人材育成

地域防災リーダーの育成

防災リーダー隊長意見交換会、地域防災リーダー技術訓練

3 区民・事業者等と協働した取組みと支援

- (1) 防災出前講座の実施
 - 防災担当職員が地域に出向き、大人向け・子ども向け・企業向け等それぞれの内容でわかりやすく説明
- (2) 防災セミナーの実施
 - 地域防災力向上のために、テーマに応じた講演会やワークショップを開催し、地域の皆さんと一緒に学習します
- (3) 新大阪駅及び駅周辺帰宅困難者対策
 - 大規模な災害が発生した場合、全ての交通機関が停止し新大阪駅周辺には帰宅困難者が大量に発生することが想定されるので、そのための対策を東淀川区と合同で実施
- (4) 津波避難ビルの確保
 - 区内のマンションやビル等に対し、津波や河川の氾濫時に避難場所の提供と避難者の受入れ協定を締結
- (5) 福祉避難所(※)の確保
 - ※高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などで入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障を来す人のための避難所
- (6) 災害時地域協力事業所・店舗等登録制度の推進
 - 大規模災害発生時に企業・事業所や店舗等のもつ人的・物的資源を活用することにより、地域における災害発生時の初期・初動時の防災力向上を目的とする制度
- (7) 土のうステーションの設置
 - 浸水被害を未然に防止するために、区民の方に自由に利用いただける土のうを収納する「土のうステーション」を区役所などに設置

4 学校と連携した取組み

- (1) 災害時避難所の指定と備蓄物資の保管：27 か所
(17 小学校・6 中学校・4 高校)
【参考】備蓄物資一覧表 →巻末資料参照
- (2) 土曜授業での防災教育
小・中学生にわかりやすい防災講座と実技訓練を実施
- (3) 中学生地域防災リーダー隊に防災ヘルメット支給
中学生を地域防災リーダーに位置付けヘルメットを支給

5 近隣自治体と連携した取組み

- (1) 災害時帰宅困難者体験訓練への参画（豊中市・吹田市）
大地震が発生し電車がストップしたと想定して、新御堂筋沿線の安全な徒歩帰宅ルートを確認する訓練
- (2) 合同防災訓練（豊中市）
豊中市と大阪市は災害時避難者相互受け入れ協定を結んでおり、神崎川流域合同防災訓練を行ない、お互いの市民が安全確実に避難できるよう行政の体制を整えている

6 行政と自主防災組織（区民）と連携した取組み

- (1) 区広報紙、区広報板、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、青色パトロール車を活用した情報発信
- (2) 防災アプリの活用促進
災害時における迅速な避難を支援し、速やかな情報提供により市民の安全を確保するためにスマートフォン用の防災アプリの活用を推奨
- (3) 淀川区水害ハザードマップ
河川氾濫や内水氾濫、津波により浸水が予想されている区域と浸水の深さを示した地図の作成

7 区役所防災力の強化

- (1) 区役所職員の防災研修
新規採用者や人事異動職員等が対象
- (2) 直近参集者の防災研修・防災訓練
区内在住等の他部署の職員が対象
- (3) 大阪市震災総合訓練、大阪市総合防災訓練
南海トラフの活動による巨大地震が発生したとの想定のもと、勤務時間外の場合に備えての職員の非常参集や災害対策本部の設置運用の訓練